

2019年8月

内定辞退率予測サービス事件に学ぶ、AI 技術を利用したサービスを開発するとき、及び利用するときの個人情報・個人データの取扱いに関する留意点

現在、大手就職情報サイトが提供していた内定辞退率予測サービスにおける個人情報・個人データの取扱いが問題となっています。

従来から、AI 技術を利用したサービスの開発時・利用時における個人データやパーソナルデータの取扱いについては、個人情報保護法の遵守に加え、いわゆる ELSI (Ethical, Legal and Social Issues) の問題として、仮に法を遵守していたとしても、社会的受容性の観点 (Social Issues) から炎上し得るリスクにも配慮し、十分な情報提供や説明をすることの必要性が指摘されてきたところです。

そこで、本ニュースレターでは、当該事件を題材に、AI 技術を利用したサービスを開発するとき、また、そのようなサービスを利用するときの個人情報・個人データの取扱いのポイントについて振り返ってみたいと思います。

## 1 問題は、サービス利用 (提供) 時だけなのか

現在、報道の限りでは、内定辞退率予測サービスの利用時について個人情報保護法や職業安定法等の観点から問題が指摘されています<sup>1</sup>。そして、当該内定辞退率予測サービスは、AI 技術を利用していたことも報道されています。

仮に、AI 技術を利用して内定辞退率予測サービスを開発し、それを提供しよう (利用させよう) とするということを想定しますと、報道でよく指摘されている

のは、図1の緑のパーツで構成された「利用段階」における個人情報・個人データの取扱いと言えます。

もっとも、そもそも、青色のパーツで構成された「学習段階」については、どうだったのでしょうか？

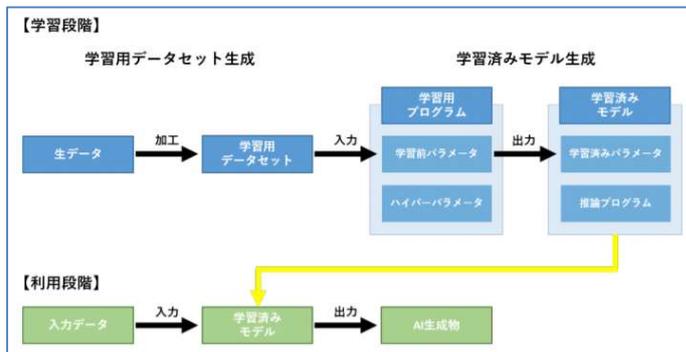


図1: AI 技術の実用化の過程<sup>ii</sup>  
 (経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」  
 AI編・12頁)

## 2 AI 技術を利用したサービス開発時の「学習段階」における個人情報やパーソナルデータの取扱いに関するポイント

AI 技術を利用したサービスを提供するためには、もちろん、他のサービス開発同様、開発段階を経ることが必要です。

そして、この開発段階においても、生データや学習用データ、学習用データセットと言われるように、内定辞退率を予測することを学習させるために一定の量・質のデータが必要となります。

どのようなデータ項目からなる生データや学習用データが必要とされたのかについては、AI 技術のノウハウにも関する事項であり、明らかにはなっていませんが、おそらく、当該就職情報サイトを利用していた

### 【本号監修・執筆者 (弁護士)】

中 森 巨 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wnakamori@kitahama.or.jp))  
 生 田 美弥子 ([mikuta@kitahama.or.jp](mailto:mikuta@kitahama.or.jp))  
 阿久津 匡 美 ([makutsu@kitahama.or.jp](mailto:makutsu@kitahama.or.jp))

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
 (TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
 〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
 TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F  
 TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
 〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F  
 TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

過去の学生のデータが必要だったのではないのでしょうか。

たとえるなら、AI 技術を利用して、現在、就活中の A さんの内定辞退率を予測しようとする場合、当該 A さんのデータは、図1の「利用段階」の「入力データ」に該当します<sup>ii</sup>。

現在、報道において指摘されているのが、この「入力データ」の取扱いや、「AI 生成物」（A さんに関する内定辞退の予測率）を誰に販売したか・その販売先が「AI 生成物」を利用したか否かという問題点です。

他方で、A さんの内定辞退率を予測するための「学習済みモデル」を開発するためには、一定量の過去の学生の内定辞退に関する「生データ」が必要だったはず<sup>iii</sup>です。

この「生データ」の収集・利用についても、個人情報保護法等の法令遵守が必要となることにも留意が必要です。

また、「生データ」として、顔写真・動画を用いたというケースにおいては、個人情報保護法以外にも肖像権の問題も浮上しますし、顔以外のケースであっても、個人情報保護法以外にプライバシー権の問題も指摘される場合があります。

### 3 「学習段階」における生データの取扱いについて

AI 技術を利用することがブームから日常化した昨今、多くの企業から、AI 技術を利用したサービスを開発しようとするときに、手元にある「生データ」を利用することが、各種法令上、また契約上問題ないのかというお問い合わせを受けることが多くなってきました。

もし、「生データ」として個人情報が含まれるデータが必要である場合には、当該個人情報を収集した時点において本人に通知・公表した「利用目的」がどのようなものだったのか、通知・公表した利用目的に「生データ」としての利用が読み込めるのか（個人情報保護法 15 条 2 項）という点が問題となります。

たとえば、「当社の■■事業におけるサービスの向上のため」、「当社の△△事業における新サービス開発のため」といった利用目的の場合、どうでしょうか？

利用目的については、個人情報保護委員会のガイドラインにおいて、「利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい」とされています（個人情報保護法ガイドライン（通則編）<sup>iv</sup>26 頁）。

では、「当社の■■事業におけるサービスの向上のため」、「当社の△△事業における新サービス開発のため」という記載から、自己が提供する個人情報が「生データ」として利用されることについてまで「一般的かつ合理的に想定できる」でしょうか？AI 技術を利用したサービス開発は、どれほどまで「本人」にとって身近になっていると言えるのでしょうか？

そして、個人情報保護法以外に、肖像権やプライバシー権等の法的問題に関するリスク、さらには社会的受容性についての検討はできているのでしょうか？

特に、エマージングテクノロジー（先端技術、新興技術）については、何か分からないものに対する不安や不信感があるがゆえ、社会が受け入れるまでに時間を要すると言われていまして、周りを見れば各社こぞって AI 技術を利用するサービスの開発・利用をしているからといって、「本人」にどのように受け入れられるか、どのようなハレーションが生じ得るか、どうすれば受け入れられやすくなるのかについて検討・判断することなしにビジネスジャッジを行うことは、リスクテイクに関する大きな検討事項を失念していると言わざるを得ないでしょう。

以上

<sup>i</sup> 個人情報保護委員会は、2019 年 8 月 26 日、当該事案について個人情報保護法 42 条 1 項に基づく勧告等を行った（個人情報保護委員会による報道発表資料は、[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190826\\_houdou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190826_houdou.pdf)。なお、勧告事案は初である。）。当該報道発表の時点においても引き続き調査中とのことであり、今後判明した事実に関して、さらに別の措置がなされる可能性もある。

<sup>ii</sup> なお、執筆者のうち、阿久津は、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（<https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615>

[001/20180615001.html](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf)）策定のための AI・データ契約ガイドライン検討会作業部会構成員である。

<sup>iii</sup> もちろん、開発段階においても、この「学習段階」と「利用段階」を何度も回して、実用化し得るものへと開発していくが、本ニューズレターでは、探索的段階型の開発方式の詳細については割愛する。詳細については、上記「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の AI 編を参照されたい。

<sup>iv</sup> <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>